

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社ティーバランス(法人番号6011801028165)
業者の住所 : 東京都足立区綾瀬3-21-13
- 2 指名停止措置期間 : 令和7年10月22日 から 令和7年11月21日 まで(1か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者は、東京都内の公共工事において、建設業法第24条の8第1項及び第4項に規定する施工体制台帳及び施工体系図に、事実と異なる監理技術者の氏名を記載して発注者に提出し、発注者から指摘されるまで施工体制台帳等の変更を行わなかった。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、東京都知事から監督処分(指示処分)を受けた。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1月以上9月以内